

▼青梅警察署 からお知らせ▲

令和6年中の青梅警察署管内の特殊詐欺被害

特殊詐欺の被害が6件発生し、被害総額は約2800万円でした。

【特殊詐欺について】

最近、青梅警察署官内で「役所」や「青梅警察」を騙った詐欺の電話が増えていきます。

警察では、「電話に出ない対策」としてナンバー・ディスプレイサービスやナンバー・リクエストサービスの契約や、国際電話不取扱の利用を、みなさんにお願しているところですが、万が一、電話に出してしまった場合は、代表電話に折返しの電話を掛けて確認をお願いいたします。

「折り返します。」の一言を忘れないで下さい。

※問い合わせは、青梅警察署防犯係 ☎22・0110

内線2162

【都税について】

☆5月は自動車税種別割の納期です

自動車税種別割は、毎年4月1日現在、自動車検査証(車検証)に登録されている所有者(割賦販売の場合は使用者)の方に課税されます。

令和6年度の自動車税(種別割)納税通知書は、5月1日(水)に発送しましたので、5月31日(金)までにお納めください。

☆身体障害者手帳などをお持ちの方へ

自動車税種別割の減免申請はお済みですか?

身体障害者手帳などをお持ちの方で、一定の要件を満たす場合、自動車税種別割の減免を受けられる制度があります。

納期限の5月31日(金)まで(新たに自動車を取得した場合は登録(取得)日から1か月以内)に申請が必要です。都税事務所、都

税支所、支庁、都税総合事務センター、自動車税事務所

青梅で買取&質なら
NIJIYA
にじや質店®

遺品相続
鑑定

0120-985-191 P6台

【東京しごとセンター多摩】

様々な就業支援セミナーなど実施しています。詳細は二次元コードをご参照ください。

年金のお知らせ

◆国民年金保険料免除等の申請について

国民年金保険料が納められない状態で、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」がありますので、役場住民課の窓口で手続きをしてく

ださい。

令和6年度分(令和6年7月から令和7年6月分まで)の免除などは、7月1日から受け付けます。

また、申請ができる過去期間については、申請書を提出した日から2年1か月前の月分までさかのぼって申請することができます。

関係機関からの
お知らせほか

◆学生納付特例申請書の送付

令和5年度において学生納付特例制度により保険料納付を猶予されている方で、引き続き令和6年度も在学予定の方に「国民年金保険料学生納付特例申請書」を日本年金機構から送付しています。

申請書はハガキ形式になっており、必要事項を記入してポストに投函することで、令和6年度の学生納付特例を申請することができます。この場合、在学証明書または学生証の写しを添付する必要があります。

ただし、在学している

学校などに変更がある方は、このハガキで申請することはできませんので、青梅年金事務所または役場住民課に在学証明書などを添付して申請してください。

※問い合わせは、青梅年金事務所 ☎30・3410

住民課 ☎83・2182